

●香川県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年9月27日から同年10月17日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 鹿庭奥山線（263号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字津柳 下766番1地先から 木田郡三木町大字奥山字戸川 2785番1地先まで	前	4.6~12.3	670	道路メンテナンス事業による仮設橋の設置
	後	4.6~12.3	670	
		4.0~18.4	670	

- 4 供用開始の期日 令和6年9月27日